

他者特許の侵害を未然に防ぐために

RYUKA国際特許事務所 2021年8月30日





第1部

コンシューマー製品部門を担当する、ある知財部門の対応仮想事例 -知財側からの視点に立って-

- ・知財と開発の基本的な役割分担について
- ・定常監視の進め方
- ・新仕様採用時レビューの進め方

第2部

開発部門で変わるその他の対応仮想事例-開発側からの視点に立って-





知財と開発の基本的な役割分担について

■ 他社特許に対する心理的な違い

開発部門では...

これから新しい仕様を採用したい 既製品は他社特許を侵害しているはずがない

<u>→「当たらないよ、当たらないよ」の心理が働きがち</u>

知財部門では...

リスクを伴う新仕様を採用して、他社から警告を受けたくない →「その新しい仕様、諦めてくれないかなあ」と思うことも

■ この対立構造は、侵害警告者と被疑侵害者の構造に類似する …であれば、基本的には知財担当者は「その仕様、侵害してるのでは?」の姿勢で 臨むと良い。→開発部門には、どんどん反論をしてもらう

ただし、知財担当者も、良い製品を世の中に出す意気込みは忘れないように





第三者対応は、『定常監視』と『新仕様採用時レビュー』の2本 立て

開発部門におけるルーチンとしての第三者対応は、

『定常監視』

発行される登録公報のうち、製品と関連する分野の全ての公報を分担して、 定期的に検討する。

『新仕様採用時レビュー』

新製品の設計開始時に、採用が見込まれる新仕様に特化して調査、 検討を行う。

この2本立てで進められる。



「定常監視」は開発部門が主導

- 定常監視のグループ作りは臨機応変に…
 - 一口に開発部門といっても、それぞれ担当する製品や部門の人事制度の事情などにより、 抱える状況が異なる。
 - →開発部門の特許に対する自立性を高める。
 - →主導権を渡して、グループ作りなど検討ユニットの構成も任せてしまう。

製品に関係しそうな登録公報の全てが、ちゃんとチェックされている状況をつくる

たとえば、

- 新機種の数が少なく、一人が一つの機種を担当している場合
 - → 定常監視も担当機種ごとのグループ分けをする
- 新機種の数が多く、一人が多くの機種を並行して担当している場合
 - → メカ/電気/ファームでグループ分けをする

そのグループにおいて...

- ・グループのリーダーを決める(持ち回りでも良い) →期限管理、進捗管理など
- ・対象特許のスクリーニング担当を決める(グループリーダーでも良い)
 - →読み込む特許の抽出と配布など
- 技術に精通した御意見番を少なくとも一人含める(役職者でなくても良い)
 - →読み合わせ時に判断ができる人/この人に聞けば安心という人





対象とする特許について

他社権利を侵害しないことが第一目的



権利になった特許(特許公報)の検討をする

公開公報の扱いは開発部門のポリシーに任せる

…他社動向の把握や、技術習得を目的として読むことにも意義はある …製品設計との兼ね合いから、リソースの配分も現実に則すべき

いま検討しているこの公報は、何のために読んでいるのか、その意味を担当者に理解してもらう





■ 定期的な読み合わせ会議について

例えば1週間ごとに1時間程度、グループ全員が集まって、それまでに 読み込んできた特許公報を紹介する。紹介する内容は、

- ①権利範囲の説明
 - ②ランクの判断
 - ③そのように判断した理由 他の参加者は、紹介内容を聞いて、判断に間違いがないかを意見する。 特に、御意見番にも確認する。

この読み合わせ会議には、できる限り知財担当者も参加する

特許的なクレーム判断 →詳細検討が必要なときは持ち帰り 基本的なクレーム解釈の伝授の場 知財新人を連れて行くことも好ましい →開発への顔つなぎ/クレーム解釈・技術の習得





期限管理

異議申立制度(特許公報発行から6月)を期限管理の理由付けにし、 特許公報発行から3月以内に、知財部へ報告させる。

グループリーダーは、3月内に検討を終えた数量と、終えられなかった 数量を把握する。→ 本人へ警告し、その上司へ報告する

報告フォーム(例)	
公報番号	担当者
行日	告日
簡単な内容	
関連性(A, B, C)/理由	
上位への報告: 要/不要	
他グループへの紹介:要()/不要

発





製品設計・知財戦略への活用

どうして『定常監視』を行う必要があるのか!?

侵害事件に発展させないため

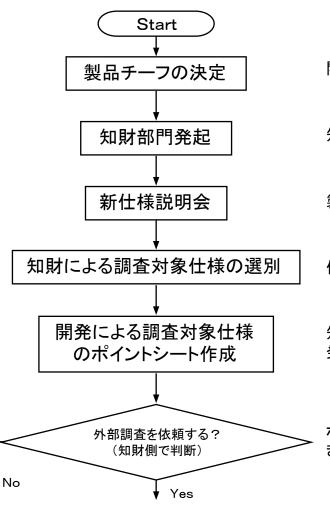
- ・設計で回避できるものは回避する。 → 関係する設計者への周知
- ・無効資料を用意するものは用意する。 → 知財・開発で調査・検討
 - ・場合によってはライセンス交渉を開始する。 → 契約・渉外との連携





「新仕様採用時レビュー」は知財部門が(実質的には)主導

全体のフローから



開発側が製品チーフ(第三者対応責任者:開発側窓口)決定の旨を知財に連絡。

知財側がパテントレビューを開始する旨、知財側窓口を開発側に連絡。

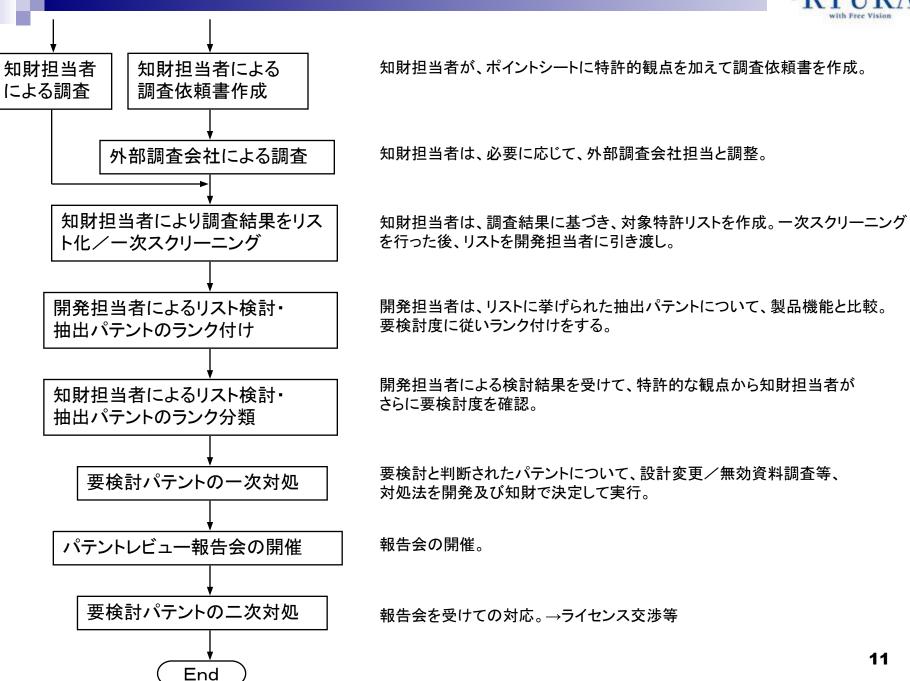
製品に盛り込もうとしている全ての新仕様を知財担当者向けに説明。

他の製品との関係や、技術分野などにより、知財側で調査対象を絞り込む。

知財側で選別された調査対象仕様について、具体的な仕様や調査のポイントを開発側でシートを作成。

ポイントシートの内容に従い、すでに調査をしているものなど知財担当者で対応できるか、または外部調査を依頼するかを判断。









開発フェーズにリンクした日程管理が重要

製品開発には、製品発売までのステップとして、試作A/B/マストライアル /ライン立ち上げなどの開発フェーズが設定されているが、ある段階での オーダー移行の条件にレビュー報告を入れる。

- ・メカ/電気/ファームでリンクさせる時期を変更しても良い。
- 「製品設計が忙しい」を言い訳にさせない。





新機種開発開始時に、「新仕様説明会」を開催

特許を横睨みで開発していることの意識付けの側面でも有効。

- ・詳細な仕様が決定されていなくても、考えていることを洗いざらい 話してもらうことが重要。
- ・抽象的であればあるほど、調査範囲が広くなる。具体化すればするほど、 検討時間に余裕がなくなる/設計変更が難しくなる。
 - → 調査するタイミングを開発/知財で話し合う





開発と知財の協調作業

・開発/知財の双方が多くの人員を割くことになるので、多対多の コミュニケーションになりがち

それぞれ窓口を設けて、情報の集約を図る

スクリーニングは知財で

全ての仕様を調査することは現実には難しいことも...

- → 調査対象の選別(調査する/しない)・区分け(知財で調査/外部で調査)をする。
 - ・ライセンス状況や製品市場も考慮
 - ・知財担当者の肌感覚
 - 場合によっては、検証性の観点からも

設計仕様比較は開発で

個別の特許についての解釈相談等は、知財各担当者と直接行う。 ランク付けに用いる言葉は慎重に。→ 知財側で定義を決めて周知しておく





判断の後に…

調査の結果は必ずしも好ましい結果ばかりではない(むしろ逆が多い)

パテントレビュー報告会は、トップの判断の場でもある

設計回避 無効資料調査の続行 鑑定書の準備 ライセンス交渉の開始など

一方で...

他社権利がなければ、自社で権利化することを考える

同じ検索式で公開公報を調査すれば、一石二鳥。





第1部

コンシューマー製品部門を担当する、ある知財部門の対応仮想事例-知財側からの視点に立って-

- ・知財と開発の基本的な役割分担について
- ・定常監視の進め方
- ・新仕様採用時レビューの進め方

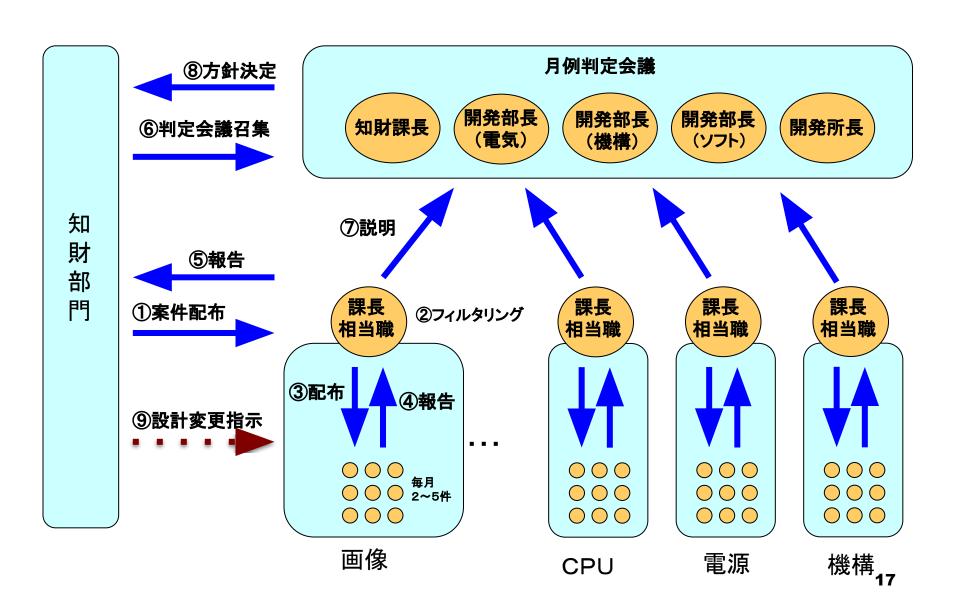
第2部

開発部門で変わるその他の対応仮想事例 -開発側からの視点に立って-





定常監視例1 ~ 事業部製品開発部門A







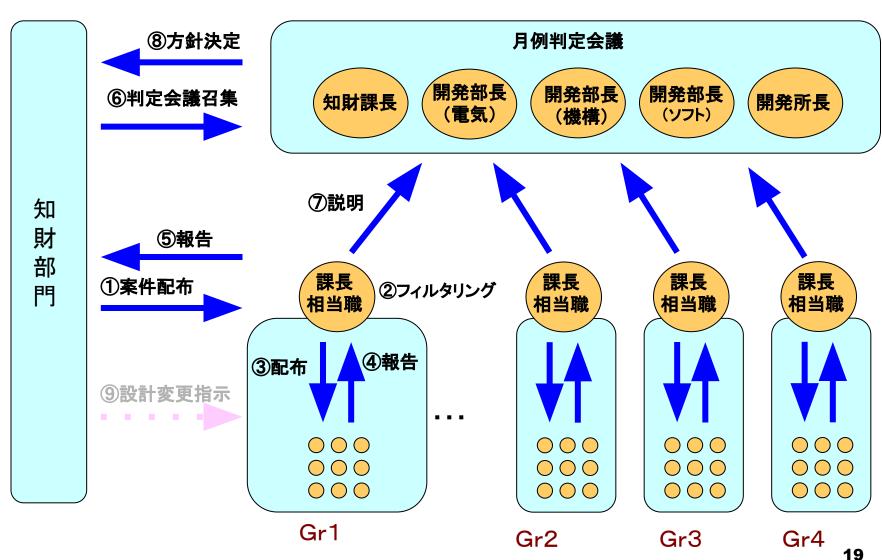
定常監視例1 ~ 事業部製品開発部門A

- 技術分野別調査
 - □ 効率良い調査が可能
 - □ 精度の高い判断が可能
 - □ 担当技術分野の他社権利化動向の把握が可能
- 検討結果報告内容
 - □ ランク付け(A、B、C)
 - □ 概要、判断理由を記載
 - □ NGワード:抵触、侵害 etc.
- 検討結果の設計への反映
 - □設計変更
 - □ 新機種開発時の先行技術調査に使用





定常監視例2 ~ 本社新規事業開発部門B







定常監視例2 ~ 本社新規事業開発部門B

- 技術分野によらない調査
 - □ 製品全体の技術に対する知識が向上
 - □ 担当者間の交流増進
- 検討結果の設計への反映
 - □ 製品化移行時の先行技術調査に使用
- 攻撃は最大の防御
 - □ 黎明期の事業部門が保有する特許は、他社の攻撃に対する強力な防御
 - ⇒ 発明発掘活動に、より大きな比重を置く





開発者の知財意識の醸成について

- 知財による成功事例/失敗事例を開発者に伝達
 - □ 他社特許の存在により支払うことになった金額の規模
 - □ 権利侵害した場合に生じる損失額の規模
 - □ 他社特許により製品化できなかった事例
 - □ 有効だった自社特許の事例:"見える"発明の有効性
- 定常調査時の担当者からの報告に対する指導
 - □ 判断基準の指導:「技術的範囲は特許請求の範囲の記載に基づく」
 - □ 記載内容に対する指導:判断ロジック、用語の使用方法
- 知財優先の姿勢の明示
 - □ 開発を減速してでも特許提案する指示
 - □ 開発を減速してでも特許調査する指示
- 知財担当者と開発担当者との距離感
 - □ 知財担当者も一緒にアイデア出し
 - □ 開発担当者が直接知財担当者に問い合わせ可能